

こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度

主な改正内容

① 補助対象者の変更

「子育て世帯」：令和6年4月1日時点で18歳未満の子を有している世帯

「若者夫婦世帯」：令和6年4月1日時点で夫婦どちらかが39歳以下の世帯

② 事業名の変更

「テレワーク対応リフォーム事業」

➔ 「こどもみらいテレワーク対応リフォーム事業」

「新たなライフスタイル対応リフォーム事業」

➔ 「子育てライフ対応リフォーム事業」

③ 補助額の変更

「こどもみらいテレワーク対応リフォーム事業」：上限10万円

「子育てライフ対応リフォーム事業」：上限15万円

④ 机の作り付けの変更

単独では自立せず、固定することで使用できる机等を設置すること

⑤ 感染予防リフォームの廃止

補助制度の目的が仕事と子育ての両立の推進になることに伴い、

「感染予防リフォーム」を補助対象外とする